

令和4年度

高浜市学校施設の開放事業

(団体登録必要施設)

★★ 利用者のしおり★★



高浜市文化スポーツグループ

特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブ

目 次

内 容	ページ
はじめに	1
利用する際の心得	2、3
利用までの手続き	4、5
様式／開放施設等利用団体登録申請書	6
様式／開放施設等利用団体予定表	7
様式／開放施設利用許可申請書	8
様式／開放施設利用許可書	9
施設使用料一覧表	10
学校開放 各施設実施可能種目について（参考）	11
平面図／高浜小学校・吉浜小学校	12
平面図／高取小学校・港小学校	13
平面図／翼小学校	14
平面図／高浜中学校・南中学校	15
高浜市小・中学校開放事業連絡先一覧表	16
学校開放施設の利用にあたっての注意事項	17
学校開放施設の利用にあたっての注意事項（ベトナム語）	18
学校開放施設の利用にあたっての注意事項（ポルトガル語）	19
スポーツ安全保険等 加入のご案内	20

はじめに

この学校施設の開放（団体登録必要施設）（以下「学校開放」といいます。）は、学校教育法第137条の規定に基づき、学校に現存する設備を利用し、学校教育に支障のない範囲で学校施設等を開放することにより、社会教育やスポーツ、その他公共のための活動に利用いただくものです。営利を目的として開放施設は利用できません。

この事業を有効かつ効率的に運営するため、学校教育に影響を与えないよう利用にあたっては、利用する際の心得（2、3頁参照）を十分に理解した上での利用をお願いします。

1 開放する学校

市内小学校5校（高浜（運動場）、吉浜、高取、港、翼）、
市内中学校2校（高浜、南）

2 開放期間・時間

開放期間	年間（12月29日～1月3日は除く）	
開放時間	平日	18：00～21：00
	土・日・祝日	9：00～21：00

※学校行事、授業、児童・生徒会活動、部活動の利用がある場合は開放できません。

※利用許可後であっても止むを得ない事情（学校利用、公用利用、施設器具の不具合、天候、災害、等）により利用を取り消す場合があります。

※運動場については、学校、管理指導員等の承諾があれば早朝7：00から利用可能です。

※長期休暇（夏休み）等については、平日においても9：00から利用可能な場合があります。

※営利を目的とした利用はできません。

3 実施可能種目

10頁（参考）をご覧ください。

4 学校開放利用管理者等連絡先

（管理者）・特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブ（以下「TSC」といいます。）

住所：青木町六丁目1番地15 地域交流施設たかぴあ事務管理室内

電話番号：0566-52-3415

・高浜市こども未来部文化スポーツグループ

住所：春日町五丁目165番地 いきいき広場3階

電話：0566-52-1111（代表）

（管理指導員）16頁参照

（許可者）・高浜市教育委員会

住所：春日町五丁目165番地 いきいき広場3階

電話：0566-52-1111（代表）

利用する際の心得

利用する際は、必ずここに記載する内容及び学校施設を利用していることを理解しマナー等を守って利用してください。責任者はもちろんのこと、他の利用者へもよく周知・徹底しておいてください。この心得及び市の関係条例、規則等を守ることができない団体は、利用団体としての登録を取り消すことがあります。また、専ら営利を目的とした利用はできません。会費をとっている団体は収支予算書の提出を求めることがあります。

1. 利用前

【全施設に関わること】

- ・利用するときは、団体の責任者が管理指導員（16頁）へ利用許可書を提示すること。（当日の責任者が代わった場合は、その旨を管理指導員へ申し出ること。）
- ・利用許可時間は、準備及び後片付けの時間を含むものとし時間を守ること。
- ・2つ以上の団体が同時に利用するときは、お互いに配慮して利用すること。
- ・施設の器具・用具を外に持ち出さないこと。施設外の器具・用具を館内に持ち込むときは管理者（TSC）に相談すること。
- ・器具・用具を移動させる場合、必ず持ち上げて運ぶこと。滑車がついている器具でも滑車の回転がスムーズでない時は、持ち上げて運ぶこと。
- ・許可された場所以外は立ち入らないこと。
- ・学校敷地内は、火気厳禁（禁煙）を厳守すること。また、学校敷地外においても周辺の方の迷惑になる場合があるので注意すること。
- ・車は指定の駐車場へ停めること。学校職員の利用の妨げになったり、近くの路上や商店等の駐車場へは車を停めないこと。敷地内では、自転車から降り、引いて歩行すること。
- ・運動場へは、自動車や自転車等で乗り入れないこと。
- ・ラインテープを貼る、杭を打つ、電源の使用は禁止（原則）。ただし、活動上必要がある場合は管理者（TSC）に相談すること。
- ・感染症対策等の遵守事項は必ず守ること。【17頁学校開放施設の利用にあたっての注意事項参照】
- ・団体で使用する備品等を勝手に学校施設内に置かないこと。

【体育館、卓球室】

- ・入室する時は必ず下靴を下駄箱に入れ、体育館専用シューズに履き替えること。
- ・屋外用のボール等の道具類を館内に持ち込まないこと。
- ・体育館の舞台へは事故を伴う場合があるので、絶対に上がらないこと。

【柔剣道場】

- ・下靴での入室をしないこと、畳の上にシューズで上がらないこと。

2. 利用中

【全施設に関わること】

- ・体育館専用シューズのまま外（玄関・トイレ等）には出ないこと。
- ・屋内施設での飲食をしないこと。
- ・体育館でバスケットボールやバレーボール等を行う場合は、防球ネットを張ること。
- ・屋内施設での水は使用しないこと。水筒・ポット類についても中に持ち込まないこと。
- ・ステージやギャラリーには、上がらないこと。ただし、ボール等がギャラリーに乗って

しまった場合、上がることを許可します。

- ・電源盤・インターホンは、事故につながる危険を伴うため、絶対に触れないこと。
- ・屋内施設の内外壁を利用した練習（ボールをぶつける等）をしないこと。
- ・利用中に発生した事故又は事故を発見したとき、施設、器具等の破損などが発生した場合は、直ちに管理指導員（16頁）へ報告して指示を受けること。（施設、器具等の破損には損害賠償が発生します。）

※利用中に発生したケガや病気などについては、施設や設備等に特別な欠陥等があった場合を除き、教育委員会、管理指導員等、一切の責任を負いません。自分がケガをした場合、第三者にケガを負わせた場合などは、すべて当事者の責任において処理をお願いすることになりますので、利用者はできる限り「スポーツ安全保険」等へ加入されることをお勧めします。また、特に小さいお子さんとともに利用される方は、その監督責任も生じますので、目を離すことなく、十分に注意してください。

【吉浜小学校体育館】

- ・吉浜小学校体育館の床には通気用の穴があり、指を入れるとケガをするため、絶対に触らないこと。

【屋外照明施設（吉浜・翼小学校運動場）】

- ・屋外照明施設は、管理指導員が利用許可書の利用時間で点灯。

※その場で点灯方法や時刻の変更はいたしません。照明は、午後9時になりますと自動消灯します（自動消灯後15分間は残照灯点灯）。利用途中での延長はできません。

3. 利用後

【全施設にかかわること】

- ・終了時間は、片付けの時間も含むため少し早めに切り上げ、後片付けと清掃・消毒を時間内に行うこと。
- ・使用した器具・用具は、必ず定められた場所に返却し、常に整理整頓をすること。
- ・片付けと清掃後は戸締り等の点検と忘れ物の確認を行い、管理指導員へ終了報告を行い、点検を受けた後、帰宅すること。

原状復帰の徹底をお願いいたします。

※駐車場等の学校敷地内に終了時間後残らないようお願いします。施錠の妨げとなります。

●屋内施設の清掃 → モップ等による床の清掃、トイレ清掃、
床・器具・トイレの消毒

●運動場の清掃 → トンボ等によるグラウンドの整地、トイレ清掃、トイレの消毒

- ・学校開放用のゴミ箱はないため、必ず持ち帰ること。
- ・屋内施設は、飲食禁止。
- ・正門などの門を必ず閉めること。

4. その他

- ・盗難等による責任は負いません。貴重品はできる限り持参しないでください。特に、車は必ず施錠し、車の中に貴重品を置いたままにしないでください。
- ・館内（敷地内）の掲示板への掲示は禁止です。
- ・感染症対策等の遵守事項を守れない団体が1団体でも出た場合学校開放の利用を中止とする
こともあります。

利用までの手続き

1 団体登録

(1) 体育館（高浜小学校除く）、卓球場、柔剣道場並びに運動場及び附帯施設（以下「学校体育施設団体利用施設」という。）には、団体の登録が必要です。利用団体登録申請書（6頁）の提出をお願いします。

【団体登録必要条件】

- ① 20歳以上を含む10人以上の団体（クラブ・グループ）であること。
 - ② 市内在住・在勤・在学者で構成された団体であること。
 - ③ 責任者は20歳以上の市内在住・在勤・在学者であること。
- ※専ら営利を目的とする利用の場合団体登録はできません。

2 登録証

利用団体登録申請書を提出された団体へは、審査を経て登録証を交付します。
登録証は、学校開放を利用するときや利用申込みのときに必要です。必ずお持ちください。

※責任者の方は、大切に保管してください。

3 登録証の有効期間

4月1日から翌年3月31日まで（年度毎に更新が必要です。）

※登録申請は随時、地域交流施設たかぴあ事務管理室またはいきいき広場3階の市役所文化スポーツグループで受付可能

4 利用の申込み

利用予定月2ヵ月前の1～5日に、利用団体予定表（7頁）の提出をお願いします。（期日厳守）利用期間は、利用月の1日から末日までの期間です。

（例）4月1日～5日に6月分の利用団体予定表を提出。

【参考：利用団体予定表の提出から利用の許可までの日程】

- ① 利用団体予定表の提出期間（利用団体）…2ヵ月前の1～5日に提出
- ② 利用調整（地域交流施設たかぴあ）…2ヵ月前の19日ごろまで
- ③ 利用許可申請書（8頁）の交付（地域交流施設たかぴあ）
…2ヵ月前の20日ごろ
…利用許可申請書を受け取ったら、利用許可申請書を持って地域交流施設たかぴあで使用料を支払ってください。利用許可書を交付します。
- ④ 利用許可書（9頁）の交付（教育委員会）

5 利用の許可

利用許可の手続き完了後、学校利用、公用利用、施設器具の不具合、天候、災害等により、利用ができなくなることがあります。この場合は、責任者の方へ管理者（TSC）等から連絡します。

※ 利用許可申請書交付後に、利用団体の都合により取り消しまたは変更をされる場合は、①学校、②管理指導員（16頁）、③管理者（TSC）の順にご連絡ください。

6 警報発令時の対応

暴風警報及び、警戒宣言等が発令された場合は施設の利用を中止します。

利用中の場合は、速やかに撤収していただきます。

開放施設利用団体登録申請書

令和 年 月 日

(宛先) 高浜市教育委員会

令和4年度 高浜市学校施設等の開放事業に係る利用団体の登録について、次のとおり申請します。

団体名				種目	
責任者1	氏名			勤務先	
	住所	〒		電話番号 (携帯)	
責任者2		氏名		電話番号 (携帯)	
利用学校名		学校	利用施設	運動場・体育館・柔剣道場・卓球室	
番号	氏名	職業	住所	電話番号	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

※高浜市内在住・在勤・在学者で構成された団体であり、責任者は20歳以上であること。

(職業欄は在勤会社名・在学学校名が分かるように記入すること。)

(電話番号欄は連絡がとれる電話(携帯)番号を記入すること。)

※20歳以上を含む10人以上の団体であること。(未成年のみは不可)

※営利を目的として開放施設を利用しないこと。

開放施設等利用団体予定表 (月)

※ 12 / 29 ~ 1 / 3 は除く

令和 年 月 日 登録ID

下記のとおり予定表を作成しましたので、よろしくお取り計らい下さい。

日時等変更のときはFAXでご連絡願います FAX0566-52-3415



施設利用の
注意事項

団体名		責任者氏名					
利用学校名		電話番号(携帯)					
月日	曜日	利用時間	利用施設	利用面	人数	種目	備考
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			
/		: ~ :	運・体・卓・柔剣	全・半・柔・剣			

利用施設 運⇒運動場 体⇒体育館 卓⇒卓球場 柔剣⇒柔剣道場 利用面 全⇒全面 半⇒半面 (南中・取小・港小体育館は全面のみ) 柔⇒柔道 剣⇒剣道場 ※ 大会の場合は、備考欄へ大会名を記入して下さい。	受付日付印
--	---------------

申請期日：毎月5日までに2か月先の利用月を受付いたします。

無断キャンセルの場合は、利用料金を支払っていただきますのでご承知おきください。

様 <h2 style="text-align: center;">予約受付確認表</h2> 月度 予約を確かに受付ました。	受付日付印
--	---------------

様式第4 (第5条関係)

開放施設利用許可申請書

年 月 日												
(宛先) 高浜市教育委員会												
責任者氏名			団体名 所在地		電話番号							
氏名			申請者住所		電話番号							
下記のとおり申請します。												
学校の名称												
利用目的					利用人数	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">大人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table>	大人	人	小人	人	計	人
大人	人											
小人	人											
計	人											
利 用 施 設	利用月日	施設・備品	数量	利用時間	使用料	加算減免額	合計					
				～ :	円	円	円					
				～ :	円	円	円					
				～ :	円	円	円					
				～ :	円	円	円					
				～ :	円	円	円					
				～ :	円	円	円					
				～ :	円	円	円					
使 用 料	施設・備品			円	使用料合計 円							
	加算減免額			円								
	合 計			円								
備 考												
受付年月日	年 月 日	受付者				No.						

様式第5 (第5条関係)

開放施設利用許可書

							年 月 日
団体名 所在地 責任者氏名 申請者住所 氏名			電話番号 _____ 電話番号 _____				
高浜市教育委員会						印	
下記のとおり利用を許可します。							
学校の名称							
利用目的						利用人数 大人 人 小人 人 計 人	
利 用 施 設	利用月日	施設・備品	数量	利用時間	使用料	加算減免額	合計
				: ~ : :	円	円	円
				: ~ : :	円	円	円
				: ~ : :	円	円	円
				: ~ : :	円	円	円
				: ~ : :	円	円	円
				: ~ : :	円	円	円
				: ~ : :	円	円	円
使 用 料	施設・備品			円	使用料合計		
	加算減免額			円			
	合計			円			
備考							
受付年月日	年 月 日	受付者					No.

施設使用料一覧表

施設名		使用料（1時間）	
		全面利用	半面利用
学校名	区分		
高浜小学校	運動場	無料	—
吉浜小学校	体育館	510円	350円
	運動場	無料	—
	屋外照明施設※1	2,200円	—
高取小学校	体育館	350円	—
	運動場	無料	—
港小学校	体育館	430円	—
	運動場	無料	—
翼小学校	体育館	510円	350円
	運動場	無料	—
	屋外照明施設※1	1,460円	—
高浜中学校	体育館	600円	420円
	運動場	無料	—
	卓球室※2	100円	—
	柔剣道場	290円	200円
南中学校	体育館	500円	—
	運動場	無料	—
	柔剣道場	250円	170円

※1 屋外照明施設を利用する場合、1時間を超える超過料金は30分単位で加算します。

【利用許可後の使用料還付について】

以下の場合については、原則として使用料を還付いたします。

・学校利用、公的利用、天候、災害等により、管理者等から利用を取り消した場合。

例1：施設の不具合により、利用前に利用を取り消した→全額還付

例2：暴風警報により、利用の途中で利用を取り消した→利用ができなかった時間分の使用料を還付。

・天候等の理由で利用者が管理者等へ連絡し許可を得た上で、利用を中止した場合。

例1：利用前に台風が近づいてくる可能性があり、利用を中止したいと連絡を入れた→全額還付

例2：利用中、雷が鳴り、利用を中止したいと連絡を入れた→利用ができなかった時間分の使用料を還付。

・7日前までに利用者より利用取り消しの手続きを行った場合。→全額還付

※2 空調は利用可となります。ルールを守ってご利用ください。

学校開放 各施設実施可能種目について (参考)

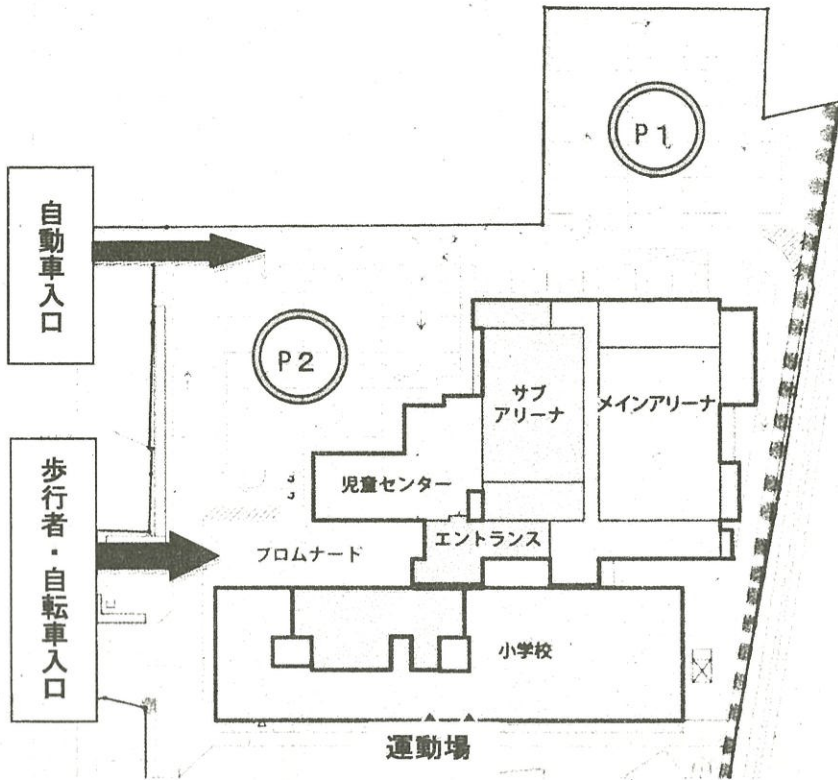
※下表以外の種目で利用を検討している場合は、ご相談ください。

施設 種目 学校名	運動場				体育館				柔剣道場 柔道場(畳) 剣道場(板)	卓球 室	学 校 TEL	備 考
	軟式 野球	サッカー	ソフト ボール	軽ス ポーツ	バレー ボール	バスケット ボール	卓球	バド ミントン				
高浜小学校	小-1	小-1	1	○	高浜小学校施設の開放事業のしおりをご覧ください。	高浜小学校施設の開放事業のしおりをご覧ください。	高浜小学校施設の開放事業のしおりをご覧ください。	高浜小学校施設の開放事業のしおりをご覧ください。	高浜小学校施設の開放事業のしおりをご覧ください。	高浜小学校施設の開放事業のしおりをご覧ください。	53-0044	
吉浜小学校	小-1	小-1	1	○	1	小-2	2	2	○		53-0174	屋外体育施設ナイター 一有
高取小学校	小-1	小-1	1	○	1	小-2	7	2	2※2	○	53-0342	※2:バドミントンコート使用
港小学校	小-1	小-1	1	○	1	小-2	-	1	-	○	52-2031	
翼小学校	小-1	小-1	1	○	2	小-2	-	4	1※2	○	54-2831	屋外体育施設ナイター 一有
高浜中学校	1	1	1	○	2	2	-	6※3	-	○	53-0279	※3:バドミントンはコートラ インなし(コーナーマークのみ)
南中学校	1	1	1	○	2	2※5	12	2	2※2	○	52-4831	※5:バスケットボールは2 面あるが、コート外が 狭い。

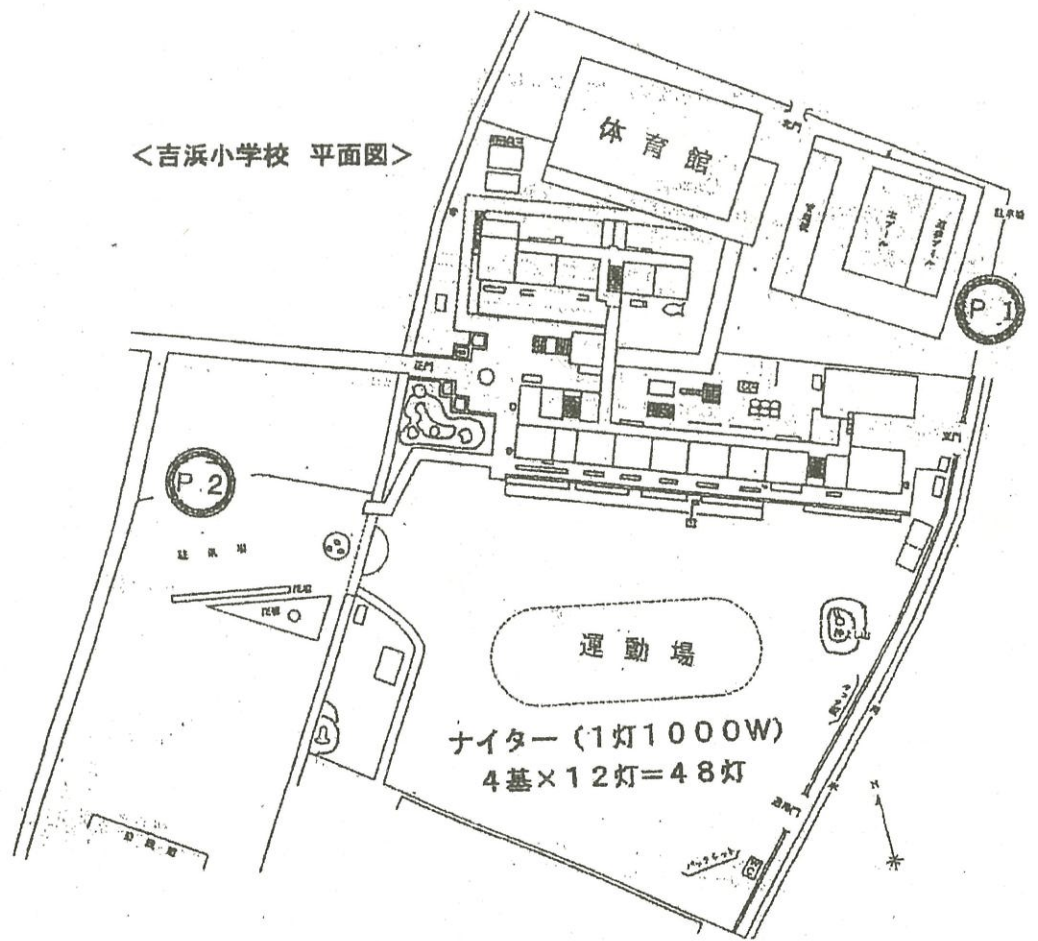
【注意事項】

- ・「小」は小学生用。
- ・「数字」は各種目の利用可能数および器具の台数。
- ・運動場のナイター照明は、吉浜小学校・翼小学校の2校です。
- ・使用備品は実施種目の器具(支柱、ネット等)のみ、その他ボール等の使用は不可。その他備品については、管理者へ相談をすること。
- ・ラインテープ等は勝手に貼らないこと。
- ・ごみ等が出た場合は必ず持ち帰ること。

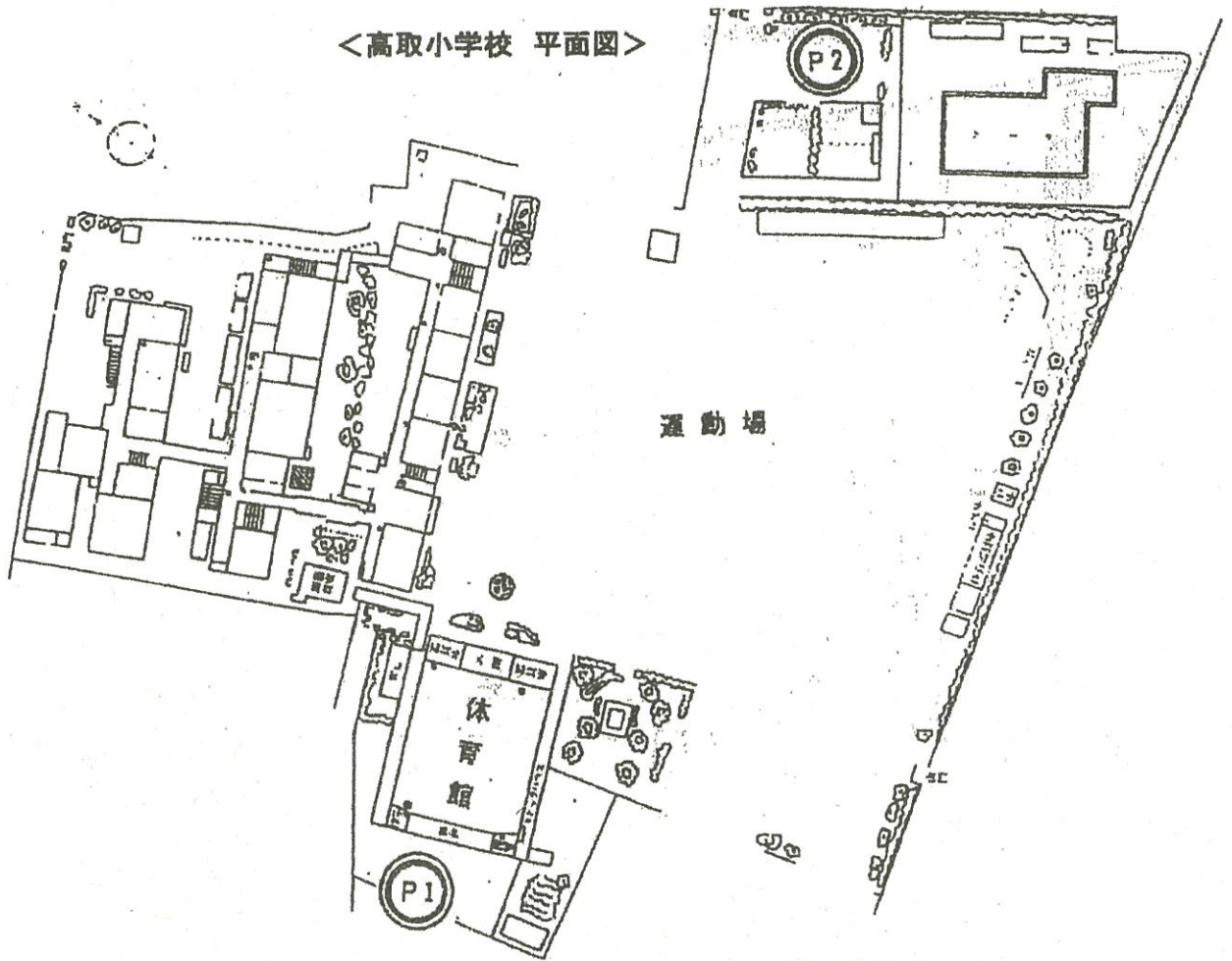
〈高浜小学校 平面図〉



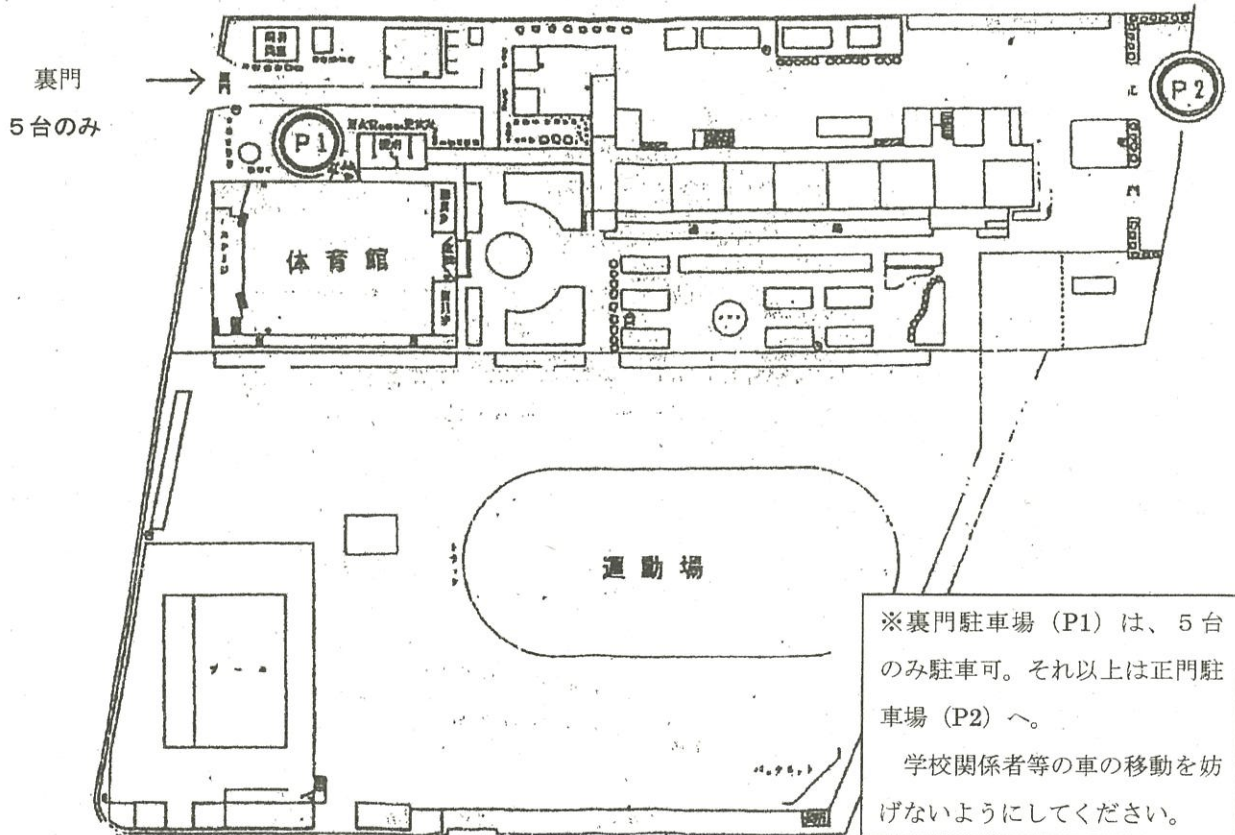
〈吉浜小学校 平面図〉



<高取小学校 平面図>

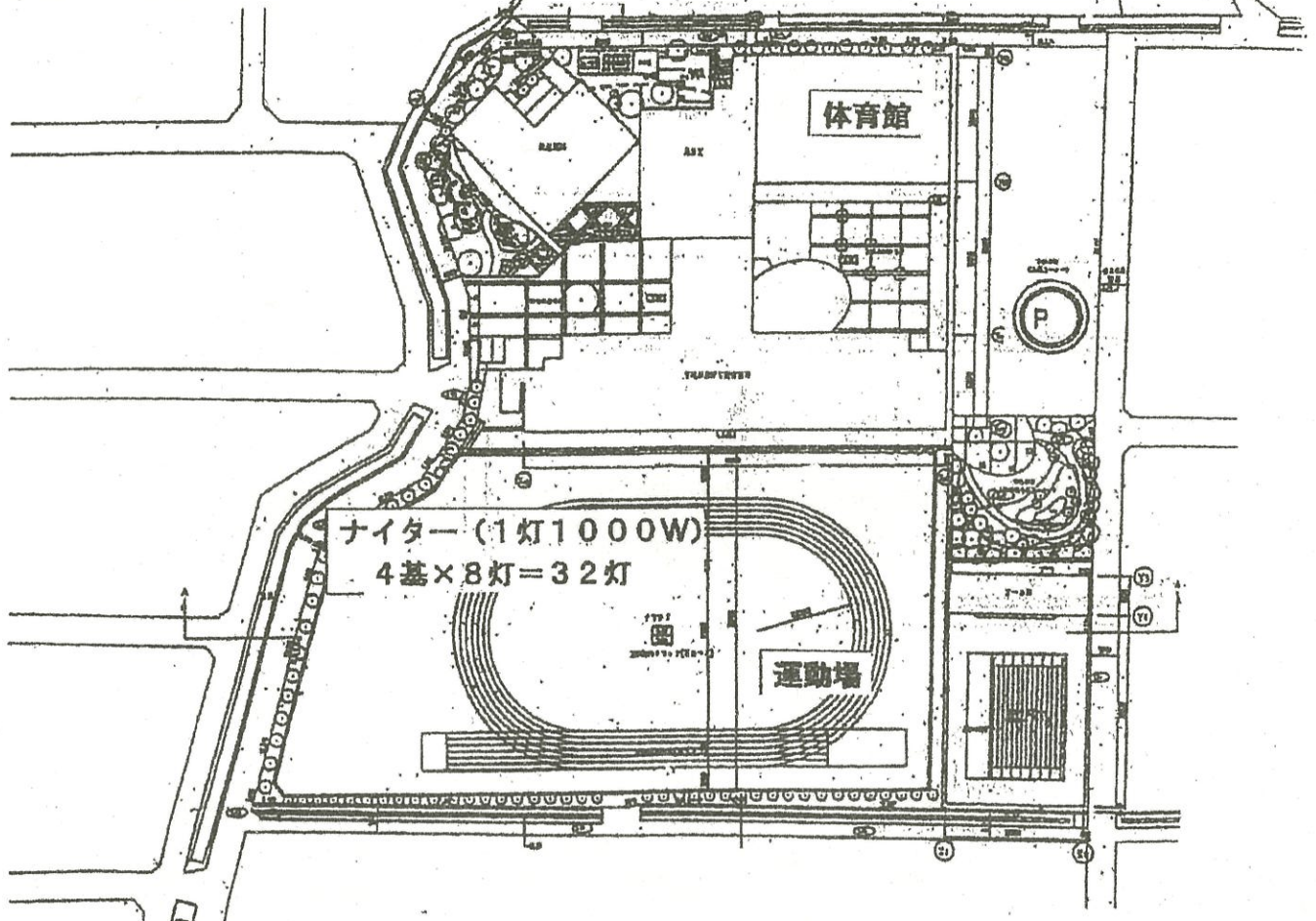


<港小学校 平面図>

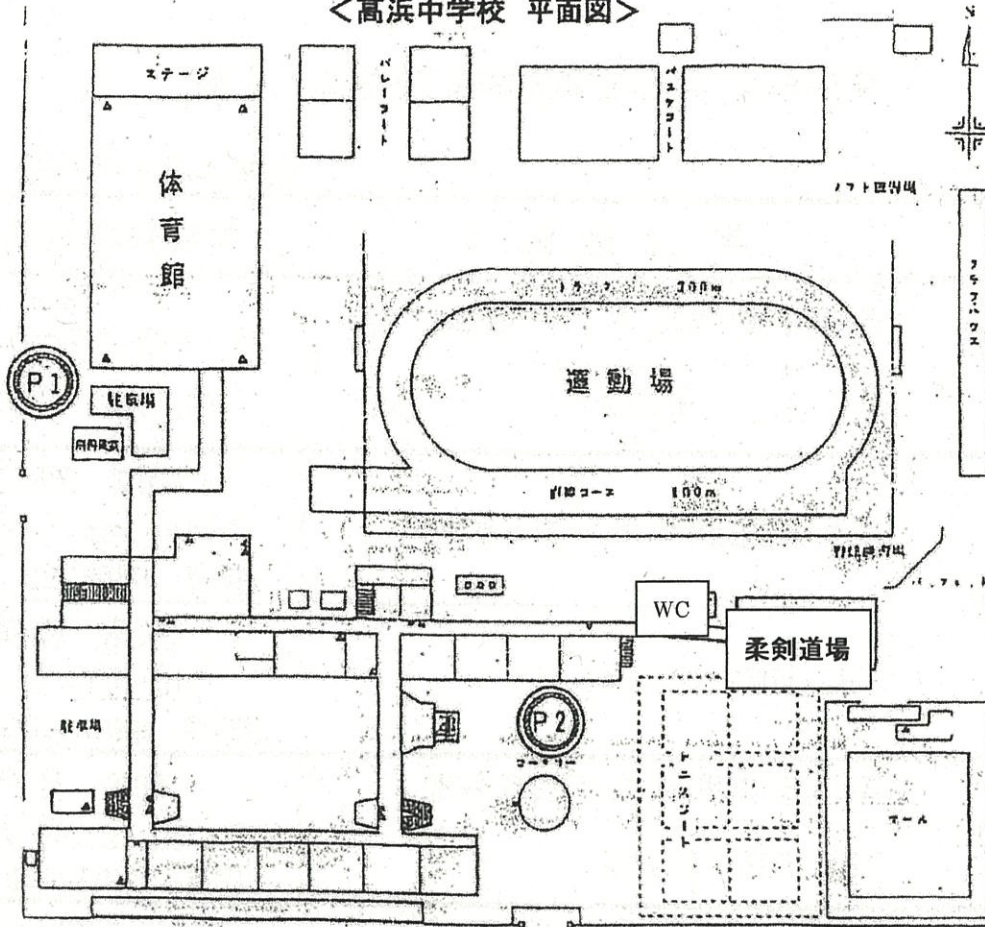


T ぽーと駐車場及び道路への駐車は、
しないでください。

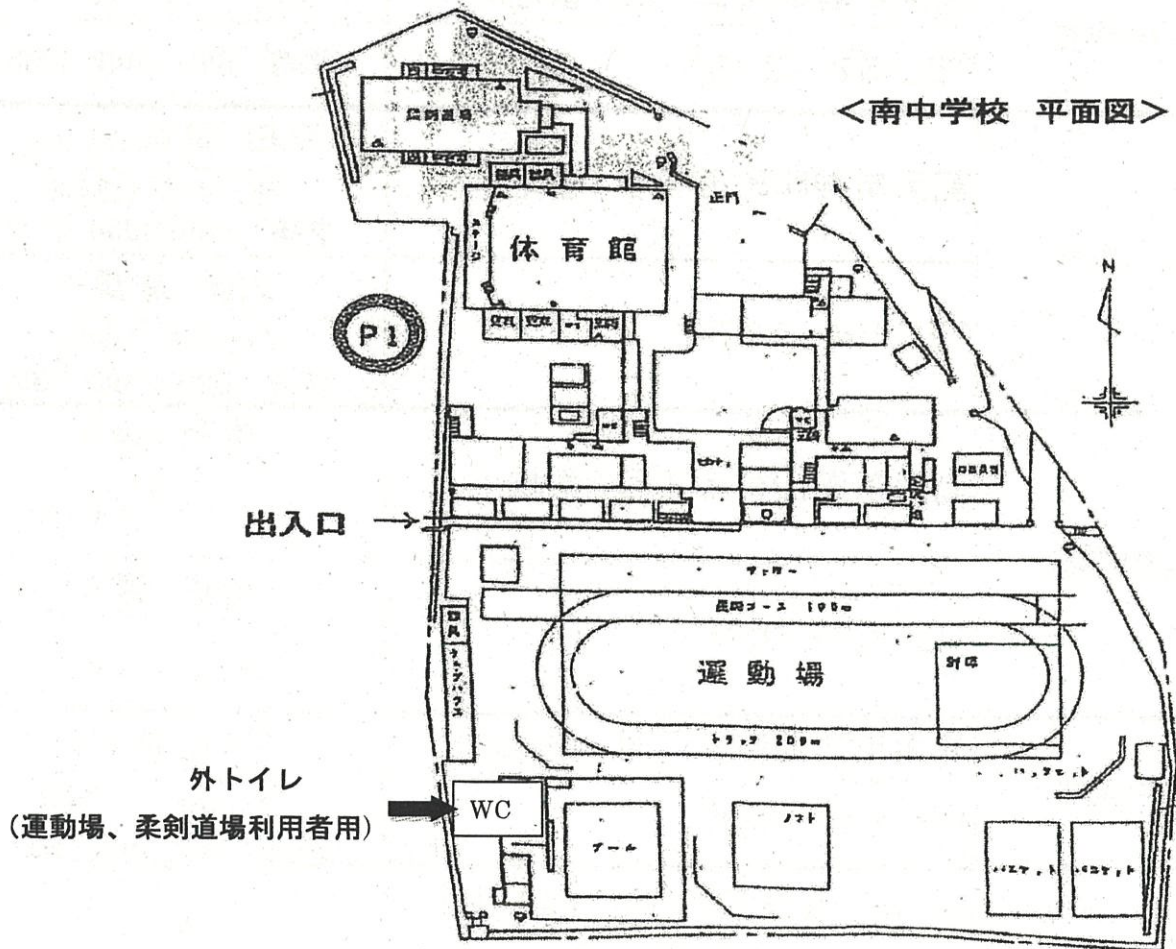
<翼小学校 平面図>



<高浜中学校 平面図>



<南中学校 平面図>



高浜市小・中学校開放事業連絡先一覧表

令和4年4月現在

学校名	学校連絡先	管理指導員連絡先
高浜小学校 運動場	高浜市青木町六丁目1番地15	NPO法人 たかはまスポーツクラブ
	TEL:53-0044	TEL:52-3415
吉浜小学校	高浜市屋敷町五丁目8番地1	山本 晴江
	TEL:53-0174	TEL:52-0392 携帯 080-3281-8499
高取小学校	高浜市本郷町六丁目6番地1	村瀬 晴美
	TEL:53-0342	TEL:52-7839 携帯 090-4165-6874
港 小学校	高浜市碧海町四丁目1番地7	神谷 君代
	TEL:52-2031	TEL:53-3087 携帯 090-4162-5461
翼 小学校	高浜市神明町五丁目1番地1	木村 祥則(よしのり)
	TEL:54-2831	携帯 090-3445-3298
高浜中学校	高浜市湯山町七丁目1番地1	平田 利敬(としたか)
	TEL:53-0279	TEL:52-0258 携帯 090-8954-7122
南 中学校	高浜市二池町三丁目3番地2	大岡 美貴子
	TEL:52-4831	TEL:52-6965 携帯 090-9195-1392
高浜中学校	高浜市湯山町七丁目1番地1	高村 勝子
	TEL:53-0279	TEL:53-5596
南 中学校	高浜市二池町三丁目3番地2	都築 家子
	TEL:52-4831	TEL:53-3847
南 中学校	高浜市二池町三丁目3番地2	黒川 みさ子
	TEL:52-4831	TEL:53-1648 携帯 090-3382-8458

※NPO法人たかはまスポーツクラブ TEL・FAX:52-3415

学校開放事業施設の利用にあたっての注意事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる事
 - 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触者がある場合
- 運動やスポーツを行う上で支障がある場合を除き、マスクの着用をすること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用してください）
- 他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離、また着替え時や荷物を置く場所の距離はできるだけ（2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 十分な距離の確保
 - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人と距離をできるだけ（2m以上）空けること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 咳エチケットを励行し、利用の際はこまめに手洗い・消毒を実施すること
- 利用中は、密閉空間にならるようにドアを広く開け、換気を行うこと
- 移動の際、学校の壁やものに触ることをできるだけ避けること
- 準備できる備品等は各団体で用意し、極力学校備品を使用しないこと
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- 施設利用前後のミーティング等においても、「3密」をさけること
- 終了5分前には片づけ・清掃・消毒を実施し、速やかに帰ること
 - 消毒は、ドアの取っ手・トイレの蛇口等触れた個所の消毒をすること
 - 使用した備品も必ず消毒を行うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 大会・練習試合など「3密」の恐れがある内容はご利用いただけません
- 利用者のしおりに記載されている事項は必ず遵守すること
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

※使用された器具は利用者の皆様に消毒をしていただきます。

※消毒剤等は利用される方でご持参ください。

学校・児童・生徒の安全のため上記内容を守ってください。

注意事項を守られないときは、児童・生徒の安全のため施設利用を休止いたします。

特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブ

TEL：0566-52-3415（時間：午前9時～午後5時）

高浜市こども未来部文化スポーツグループ（いきいき広場3階）

TEL：0566-52-1111（開庁時間：午前8時30分～午後5時15分【土日祝休み】）

DÀNH CHO NGƯỜI SỬ DỤNG CƠ SỞ, THIẾT BỊ

-----Phòng tránh lây nhiễm virus Corona-----

1. Chủ động không sử dụng nếu thuộc trường hợp dưới đây
 - Cơ thể không được khỏe (ví dụ: có dấu hiệu sốt, ho, đau đầu v.vv...)
 - Người sống chung hoặc người quen thân cận không được khỏe
 - Người có nghi ngờ tiếp xúc gần hoặc đã tiếp xúc gần với người bị nhiễm virus Corona
 - Trong vòng 14 ngày qua có tiếp xúc gần với người đã ở hoặc du lịch tại đất nước, khu vực thuộc đối tượng bị giới hạn nhập cảnh hay cần theo dõi sau khi nhập cảnh theo ban bố của chính phủ
2. Phải mang khẩu trang
3. Giữ khoảng cách (hơn 2m) với người sử dụng khác, với đội ngũ quản lý v.vv..., giữ khoảng cách (hơn 2m) cho vị trí đặt đồ dùng cá nhân và cả khi thay quần áo
4. Đeo khẩu trang hay dùng khăn hoặc tay áo bịt miệng khi ho; khử trùng hoặc rửa tay khi sử dụng
5. Trong lúc sử dụng, mở rộng cửa, thông gió để tránh không gian bị kín gió
6. Khi di chuyển, cố gắng tránh đụng chạm vào tường hay đồ vật của trường
7. Người sử dụng tự chuẩn bị tối đa những đồ dùng có thể chuẩn bị được
8. Phải khử độc những đồ dùng chung đã sử dụng
9. Không nói chuyện lớn tiếng trong lúc sử dụng
10. Dù có tụ tập trước hay sau khi sử dụng phòng thì trong lúc sử dụng vẫn phải tránh tụ tập (nguyên tắc mittsu no mitsu)
11. 10 phút trước khi kết thúc, cần dọn dẹp, vệ sinh, khử trùng, sau đó nhanh chóng ra về
12. Trong vòng 2 tuần kể từ khi sử dụng phòng tại cơ sở nếu có người bị nhiễm bệnh, cần nhanh chóng báo báo cho người quản lý phòng biết họ tên người sử dụng, có hay không người tiếp xúc gần (người đại diện hãy lập danh sách người sử dụng ngày hôm đó và lưu lại trong vòng 2 tuần)
13. Tuân thủ những quy định khác mà người quản lý đã đề ra và nghe theo chỉ thị của quản lý để phòng tránh lây nhiễm

※Người sử dụng vui lòng chuẩn bị và mang theo đồ khử trùng (vải, chất khử trùng)

Cơ sở sẽ bị cho ngừng sử dụng để đảm bảo an toàn của mọi người nếu người sử dụng không thực hiện những điều trên

Câu lạc bộ thể thao とくてい ひえいり かつどうほうしん 特定非営利活動法人たかはまスポーツクラブ

TEL: 0566-52-3415 (thời gian: 9 giờ sáng ~ 5 giờ chiều)

たかはまし みらい ぶんか 高浜市こども未来部文化スポーツグループ (tầng 3, tòa nhà Ik Iki Hiroba)

TEL: 0566-52-1111 (giờ mở cửa: 8 giờ 30 phút sáng ~ 5 giờ 15 phút chiều [nghỉ vào thứ bảy, chủ nhật, lễ])

施設利用者のみなさまへ

Aos usuários do estabelecimento

～Para prevenir o aumento do contágio do coronavírus～

1. Caso enquadrar em algum item abaixo, favor não utilizar o estabelecimento.
 - Está passando mal (Ex : No caso de estar com febre, tosse, dor de cabeça)
 - No caso de ter familiares ou amigos que não estão bem de saúde.
 - No caso de ter contato com pessoas infectadas ou com suspeita de estarem com o coronavírus
 - No caso de ter recebido restrições de imigração do governo nos últimos 14 dias, por ter viajado para um país ou região que requer um período de observação após a entrada no país, ou ter tido contato com moradores infectados.
2. Colocar a máscara sem falta.
3. Manter uma distância suficiente (Mais de 2 m) em relação aos outros usuários, aos funcionários do estabelecimento e manter distância para colocar os seus pertences na hora de se trocar (Exceto quando for guiar ou dar assistência para deficientes).
4. Ao tossir use um lenço ou coloque o braço na frente, durante o uso da instalação, lavar e desinfetar as mãos com frequência.
5. Ventilar o ambiente abrindo as portas durante o uso da instalação.
6. Não tocar nas paredes e nas coisas durante o trajeto.
7. Na medida do possível, trazer de casa os objetos que irá utilizar.
8. No caso de usar os equipamentos compartilhados, desinfetar sem falta.
9. Não conversar em voz alta durante o uso do local.
10. Evitar ambientes fechados mesmo durante as reuniões anteriores e posteriores ao uso do local.
11. Fazer a arrumação, limpeza e a desinfetação 10 minutos antes do término do uso do local e ir embora prontamente.
12. No caso de ser contaminado pelo novo coronavírus dentro de 2 semanas após utilizar as instalações, comunicar ao responsável do local a existência ou não de contato direto (O responsável deve fazer uma lista com o nome de todos os usuários e manter por 2 semana) .
13. Obedecer as medidas de controle da infecção definidas pelo responsável da instalação, assim como as suas instruções.

※Os objetos para a desinfetar (Pano, desinfetante) o usuário deve trazer de casa.

Quando não obedecer os itens de cuidados acima, iremos suspender o uso das instalações por motivo de segurança.

Organização sem fins lucrativos Takahama Sport Club

TEL : 0566-52-3415 (Horário : 9:00~17:00 h)

Takahama-shi, Kodomo Mirai Bunka Supotsu Group (Iki Iki Hiroba 3ª andar)

TEL : 0566-52-1111 (Horário : 8:30 h~17:15 h [Fechado nos sábados, domingos e feriados])

スポーツ安全保険等 加入のご案内

学校開放を利用しようとする団体は、できる限りスポーツ安全保険等の保険に加入してください。学校施設を利用中に発生した事故（傷病及び損害賠償等）については、施設などに重大な欠陥や過失があった場合を除き、原則として教育委員会や学校長、管理者、管理指導員等は一切責任を負いません。事故があった場合は、利用者個人の責任において処理していただきますので予めご了承ください。

スポーツ安全保険の詳細については、公益財団法人スポーツ安全協会のHPをご覧ください。か管理者（TSC）にお問い合わせください。

【スポーツ安全保険加入の対象となる団体、グループ】

- スポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う4名以上のアマチュアの団体、グループ。